

都市景観形成のための方針（景観法第8条第3項）との整合に係る意見

| | |
|--------------|---|
| ① 土地利用の方向性 | 公道に面している部分が少なくなるこの工地上、このような大規模な集合住宅を建築することには、反対であり、 <u>周囲の環境とかけ離れている為、戸建住宅 或いは、棟数を減らすべきである。</u> |
| ② まち並み形成の方向性 | 現在の事業者の計画図を見る限り、植栽が乏しすぎる計画には、この数十年でマンションが増えつつあるが、デザイン性もなく、ここで工夫のない建物は他にない、全く調和していない。 |

都市景観形成のための基準（景観法第8条第2項第2号）との整合に係る意見

| | | |
|----------|--|--|
| ① 重点テーマ | 過去の別荘地、保養地から現代の鎌倉にアップデートする必要性を考慮したとしても、人々がイメージする「良き鎌倉」とは、かけ離れている。 150世帯以上の人が移り住むこと、(この区画は付で)、 <u>ルール、マナー等が守られないとあり、不安である。</u> | |
| ② 景観形成基準 | つかむ | 正面入口付近に、わかる植栽があるのみで、国道134号からの景観は、T=Iの団地である。 同地域内の住宅建築に際しては <u>市からは、高木を</u> <u>増やすように!</u> と指導がある、 <u>なにか今回の計画が通っているか</u> が不満である。 |
| | なじむ (なじませる) | 建物のデザイン性が乏しいだけでなく、建物間のゆとりがないため、外から(公道から)は、 <u>T=Iの四角い建物</u> が密集しているように見える。 異質である。 |
| | 工夫する | 世帯数が多ければ、 <u>居住者の車だけでなく、安西氏や事業者の車の出入りも当然多くなる。</u> 車両用出入口が1か所というも非常に不安。 結局は、 <u>棟数を減らし、世帯数を減らし、緑や空間を増やす</u> 以外に方法はないと考えている。 |